

御浜町向山地区宅地開発事業者募集要項

1. 目的

次世代を担う若者向けに良質で低廉な宅地を供給し、御浜町への定住促進を進め、まちの活性化を図る。また、向山地区の計画的な開発を推進する。

2. 募集概要

上記の目的を達成するため、御浜町大字阿田和 向山地区の町有地を購入し、宅地開発、分譲を行う事業者を募集します。

3. 応募者の資格

- (1) 上記の目的に沿った開発構想を有する者であること。
- (2) 当該開発許可を取得し完成させる能力を有しない者、又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 御浜町入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者で、三重県内に所在地があり、御浜町から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (5) 町税を滞納している者でないこと。

4. 応募手続き

期日までに下記の書類を提出してください。

- (1) 開発事業参加資格確認申請書（第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（任意様式）
 - 町有地の買取り価格
 - 宅地の予定区画数
 - 完成後の分譲価格
 - 資金計画・収支計画
 - 開発スケジュール 等を記載

【期 日】 平成 30 年 1 月 31 日（水） 17：00 必着（原則窓口へ持参）
なお、質疑の受付は平成 30 年 1 月 10 日（水）までとします。

【提出先】 〒519-5292
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1
御浜町役場建設課
電話：05979-3-0521

5. 開発の条件

- ・別紙 1 参照

6. 土地の処分条件

- ア 土地は売却とします。
- イ 土地買取価格は ¥30,000千円 以上とします。
- ウ 売買代金の納付方法は、土地売買契約締結時に一括納付とします。
- エ 所有権は、売買代金を完納したとき移転するものとします。
- オ 所有権の移転後、町は所有権移転嘱託登記を行います。なお、登記等に要する費用は事業者の負担とします。

7. 事業予定者の決定

- ア 参加資格に合致する者の中から審査します。
- イ 事業内容、買取り価格、分譲価格、過去の実績等を比較し、最も優れた提案があった事業者に決定する。なお、事業予定者なしとする場合があります。
- ウ 優劣の差がないと判断した場合、それらの応募者を対象として価格競争を行い、事業予定者を決定します。
- エ 事業計画書の提出後、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施することがあります。
- オ 町は、各応募者に事業予定者の決定結果について通知します。
- カ 事業予定者、事業内容及び審査結果を公表します。

8. 計画の協議、開発許可

- ア 事業予定者は、町と協議の上、事業予定者決定の翌日から1年以内に都市計画法第29条に規定する開発許可を取得するものとする。
- イ 上記期間内に、事業予定者の責めに帰すべき事由により、開発許可を取得できない場合は、町は事業予定者の決定を取り消すことがあります。
- ウ 開発許可申請の手続きに必要な書類の作成に要する費用は、事業予定者の負担とします。

9. 土地売買契約の締結

- ア 事業予定者が開発許可を取得後、町と事業予定者は土地売買契約を締結するものとする。
- イ 土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、事業予定者の負担とします。
- ウ 土地売買契約締結をもって、事業予定者を事業者とします。
- エ 事業者は土地売買契約締結後、売買代金を納付し、開発計画に定めたスケジュールにより開発事業に着手してください。

開発条件等

所在	御浜町大字阿田和字高更 3 9 1 5 番 1 外 8 筆 (別紙 2 参照)
面積	全体 2 2, 6 8 6 m ² 開発区域はこれの一部でも可とする
用途地域	指定なし
建ぺい率	6 0 %
容積率	2 0 0 %
防火地域	法 2 2 条区域
接続道路	西側：町道平山寺前線 (幅員 7. 0 m 以上) 1 項 1 号道路 東側：町道高更線 (幅員 2. 0 m) 2 項道路
上水道	町道平山寺前線内
下水道	町道平山寺前線内 (敷設予定)
雨水排水路	町道平山寺前線内 (敷設予定)
造成地盤高さ	T P 2 0 m 以上とする
1 区画の面積	2 3 0 m ² (7 0 坪) 程度
区域内道路	原則幅員 6. 0 m 以上とする
分譲単価	開発目的を考慮し、低廉な価格設定とする
予定建築物	専用住宅、店舗併用住宅のみ
分譲条件	建築条件無しとする
貸与資料	現地測量データ (平面図 1/500、縦断図 1/100・500、横断図 1/100)
その他	造成後の区域内道路、排水路、上下水道、公園等、公共公益施設は町に帰属するものとする。

町有地の物件表示

所在	地番	地目	地積 m2	備考
御浜町大字阿田和字高更	3915-1	山林	14,120	
〃	3919-1	原野	207	
〃	3920-2	原野	75	
〃	3927	雑種地	3,509	
〃	3938	雑種地	342	
〃	3939	雑種地	1,258	
〃	3941-4	山林	533	
〃	3941-5	雑種地	668	
〃	3961-1	山林	1,974	
計	9筆		22,686	

※一団の土地の中に一部民地があります。(別添公図参照)

第1号様式

開発事業参加資格確認申請書

御浜町長 様

御浜町向山地区宅地開発事業者募集要項に基づき応募したいので、必要書類を添えて資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないこと、及び下記誓約事項について誓約します。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

電話番号：

FAX 番号：

1. 案件名称 御浜町向山地区宅地開発事業

2. 誓約事項

- ① 当該開発許可を取得し完成させる能力を有しない者、又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 御浜町入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録状況

登録商号名称：

4. 添付書類

- ① 納税確認書（御浜町税関係）
- ② 過去5カ年程度での宅地開発事業の実績についての資料

位置図

